

# 商品概要

令和3年1月1日現在

商品名	ジャックスマイカーローン
ご利用いただける方	<p>以下の全ての条件に適合する者とする。</p> <p>(1) 借入申込時の年齢が満18歳以上、完済年齢満80歳以下 ※満年齢が18歳以上20歳未満の方は法定代理人である親権者を連帯保証人として 徴求可能であれば貸出対象者とする。 <b>ネットローン仮審査のお申込みは20歳以上の方とさせていただきます。</b></p> <p>(2) 安定・継続した収入の見込める方。</p> <p>(3) 借換の場合、借換対象マイカーローンに返済遅延がない方。</p> <p>(4) 新卒予定者の場合は就職先の内定が確定している方。 ※新卒予定者：3月に専門学校、短大、大学（院）を卒業予定で同年4月以降に就職 する方。</p>
資金使途	<p>(1) 自動車購入資金《自動二輪車・三輪車（トライク等）・自転車（電動、ロードバイク 等）・除雪機・スノーモービル・キャンピングカー・軽トラック（ダンプタイプを含む） ・電動車椅子（一般車椅子を含む）・船舶（新艇のプレジャーボート、水上バイク 等 中古艇を含む）及び船外機・その他付帯機材の購入資金も可》及びそれらに付帯 する付属品・諸費用（登録・事務取扱・振込手数料、共済掛金等）</p> <p>(2) 車検費用（船舶の車検含む）・修理費用・運転免許（船舶関連免許含む）取得費用・ カー用品購入資金・住宅に併設する車庫・カーポートの建築及び修理費用・電気自動 車用充電設備の設置及び修理費用等</p> <p>(3) マイカーローン・二輪ローンの借換資金（残価設定型ローンの残価部分の借換、信 販系・自JA・及び各種共済のマイカーローンを含む）及び事務取扱手数料、振込手 数料等</p> <p>(4) 融資実行後に購入予定のカー用品購入資金 （1）のマイカー・二輪購入と同時に申込みであれば上限30万円まで顧客口座へ振 込可能・・・制度名「オプションプラス」</p> <p>(5) 上記（3）の借換資金と（1）（2）のいずれかの併用も可とする。</p> <p>※但し、いずれの使途の場合も事業性資金は除く。また、個人間売買、船舶の繋留費用 及び共同購入費用等については対象外とする。</p>
融資金額	10万円以上1,000万円以内（1万円単位） ※但し、借換資金の場合は、借換対象ローンの一括償還金を上限とする。
融資期間	6ヶ月以上10年以内（1ヶ月単位） ※但し、借換の場合は、既に返済済み期間を含めず10年以内とする。
融資方法	顧客口座経由の販売業者振込 ※借換資金の返済分は要望により顧客口座振込を可とする。 ※資金使途（4）は、上限30万円まで顧客口座への振込を可とする。
融資形式	証書貸付
融資利率	次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】

	<p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、当組合所定の方法により見直しを行います。</p> <p>※利率は店頭に掲示します。詳細については当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>(1) 毎月元利均等返済</p> <p>(2) 毎月元利均等返済とボーナスの併用 ※但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内)</p> <p>(3) 元金据置払い（新卒者に限っては据置可能期間：就職前6ヶ月以内）も可とする。</p>
保証料	お借入金利に含まれます。
担保	不要
連帯保証人	<p>原則として不要</p> <p>※但し、次の場合は必要とする。</p> <p>(1) ㈱ジャックスが必要と認めた場合</p> <p>(2) 貸出対象者が新卒者の場合</p>
付帯サービス	無し
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店信用部(電話：0237-55-0910)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <p>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同</p>

	<p>して解決に当たります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよびご利用の保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済の試算については、当JAの融資窓口までお問合せください。</p>

みちのく村山農業協同組合